

[九州厚生局への届出事項に関する事項]

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨、九州厚生局に届出を行っています。

作成日: 令和6年6月1日

精神科急性期治療病棟入院料1	患者サポート体制充実加算	脳血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
認知症治療病棟入院料1	認知症ケア加算3	・初期加算
・認知症夜間対応加算	後発医薬品使用体制加算1	運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
精神療養病棟入院料	診療録管理体制加算2	・初期加算
重症者加算1	データ提出加算1(イ)	集団コミュニケーション療法料
回復期リハビリテーション病棟入院料1	精神科作業療法	認知症患者リハビリテーション料
医療保護入院等診療料	重度認知症患者デイ・ケア料	精神科ショート・ケア「大規模なもの」
精神科身体合併症管理加算	向精神病特定薬剤治療指導管理料 (治療抵抗性統合失調症 治療指導管理料に限る。)	精神科デイ・ケア「大規模なもの」
CT撮影及びMRI撮影 撮影に使用する機器: 16列以上64列未満のマルチスライスCT		療養病棟入院基本料1

2. 当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。